

## 第 50 回にしのみや市民祭り 記念イベント企画運営業務 企画提案競技募集要領

### 1 目的

令和7（2025）年の「にしのみや市民祭り」は第50回を迎え、また西宮市も100周年を迎えており、大きな節目での開催となる。本仕様書は、この「にしのみや市民祭り」の締めくくりを華やかに飾る、先進的な映像投影技術を駆使した企画（プロジェクションマッピングなど）を基軸とした周年記念イベントを実施する業務において、専門的な知識と技能を有する事業者へ委託することにより、節目の開催に相応しい内容かつ様々な方の思い出に残る空間を作り出すことを目的とする。

### 2 業務名

第 50 回にしのみや市民祭り 記念イベント企画運営業務（業務委託）

### 3 業務の概要

#### （1）業務内容

別紙「第 50 回にしのみや市民祭り 記念イベント企画運営業務 特記仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### （2）選定方式

公募型企画提案方式

#### （3）履行期間

業務委託：契約締結日翌日から令和7年11月30日（日）まで  
支払いについては完了後一括払いとする。

#### （4）契約予定上限額（予算上限）

15,000,000 円（税込）以内（最低基準額（非公表）あり）

### 4 企画提案競技スケジュール

（1）にしのみや市民祭り協議会ホームページへの掲載により公募開始	令和7年4月30日（水）
（2）質問書の提出期限	令和7年5月16日（金）17時（必着）
（3）質問書の回答期限	令和7年5月23日（金）
（4）企画提案書の応募期限	令和7年6月3日（火）17時（必着）
（5）プレゼンテーション	令和7年6月13日（金）（時間は別途通知）
（6）契約の相手方となる候補者の決定	令和7年6月20日（金）（決定次第、通知）

### 5 応募要領

#### （1）応募資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 西宮市指名停止基準により指名競争入札の参加資格の指名停止期間中でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年西宮市条

例第 67 号) 第 2 条第 1 号及び同条第 2 号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。

エ 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び西宮市の市税（西宮市内に本店（本社）がある場合に限る）に未納がある者（地方税法第 15 条に基づき徴収の猶予を受けている者又は国税通則法第 46 条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立てがなされている者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 個人情報や企業情報等の情報セキュリティに係る社内ルールや法令順守の仕組みが確立されていること。

キ 複数の事業者による共同体での参加も可能とするが、その場合は、参加するすべての事業者がア～カの条件を満たしていること。

※共同体の場合、契約は参加事業者ごとではなく共同体として一括で行うこととする

ク プロポーザルに参加する者が契約締結までの間に、前項の資格要件を喪失した場合は、その時点で失格とする。

## (2) 応募手続

企画提案競技への参加を希望する者は、以下のとおり書類を提出すること。

### ア 提出書類

① 企画提案参加申込書兼誓約書（様式第 1 号）

② 共同体構成事業者一覧（様式第 2 号）※共同体の場合のみ

③ 会社等概要書（パンフレット等）

④ 業務実績申告書（様式第 3 号）

⑤ ④の実績を証明する資料（可能な範囲で）

⑥ 企画提案書（様式自由）

・プレゼンテーション時の手元資料とするため、事業者名等、提案者が分かる情報は記載しないようにすること

⑦ 見積書（様式自由）

⑧ 納税証明書

・法人税及び消費税等について未納税額のない証明

・西宮市内に事業所を有する場合：完納証明書

### イ 提出部数

・上記①から⑧を A 4 ファイルに綴じたもの 3 部（⑧については最低 1 部原本があれば、残りは写しでも構わない）

・⑥を同様に綴じたもの 7 部

・①～⑧の電子データ

※複数の事業者による共同体での参加の場合は、②を代表となる事業者が作成のうえ、

①、③、④、⑤、⑧については参加する事業者がそれぞれ作成及び準備すること  
ウ その他

- ① 提出された書類は、今回の応募内容の審査目的以外に使用しない。
- ② 応募にかかる費用は事業者の負担とする。提出された応募書類等は返却しない。
- ③ この要領に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となる。
- ④ 質問に対しては6で示すとおりに回答する。
- ⑤ 提出様式の大きさは上記A4判に合わせ、A3のものは折り込みをすること。
- ⑥ 閲覧等に支障がなければ、両面印刷も可能とする。
- ⑦ 企画提案書はページ番号を付し、30ページ以内とすること（表紙と余白はページ数に含まない）。
- ⑧ 見積書は、提案総額とその内訳を明示すること。
- ⑨ 提出書類は、必要に応じて複製を作成するものとする。
- ⑩ 提出書類については、原則として公開しないこととする。
- ⑪ 本企画提案競技において入手したにのみや市民祭りに関する情報等を、本企画提案競技の目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。

### (3) 企画提案書の作成要領

企画提案書を作成する際は、別紙「仕様書」に基づき、次のことについて記載すること。  
また、後述の「7 審査及び選考等」で定める「審査項目」については**必ず提案**すること。

ア 本業務の実施方針

イ 本業務の実施体制

- ・業務統括責任者や業務従事者の体制、人数、連絡ルートを明記
- ・各担当者については主な業務実績や、同分野での経験年数を明記のこと

ウ 業務作業スケジュール

エ 業務に関する提案事項

- ・全体コンセプト
- ・イベントのメインコンテンツの説明
- ・イベントのサブコンテンツや盛り上げの仕掛け・工夫等の説明
- ・イベント当日の流れ、人員配置の想定
- ・本業務での要点に対する訴求ポイント、既存の取り組みとの違い など
- ・受託者に期待する役割と、要協議ポイント

カ 事業者の責務（法令等遵守、近隣への影響等の考慮等）

※全編において、事業者名等、提案者が分かる情報は記載しないようにすること

### (4) 提出期限と提出方法

ア 提出期限

4の(4)のとおり(必着)

イ 提出方法

持参または郵送とする。持参の場合は午前9時から午後5時までの間に提出すること（土日祝を除く）。郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。また、併せて各資料のデータをメール送信にて提出すること。データのファイル形式は.docx (Microsoft Word)、.xlsx、(Microsoft Excel)、.pptx (Microsoft PowerPoint) 及

び.pdf (Portable Document Format) とする。

#### ウ 提出先

にしのみや市民祭り協議会事務局

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3 西宮市役所本庁舎 7階

(執務時間 月曜～金曜 9時～17時00分 ※祝日除く)

T E L : 0798-35-3458

電子メール : vo\_chiiki@nishi.or.jp

### 6 本プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書(様式第4号)によること。

#### (1) 提出期限

4の(2)のとおり(必着)

#### (2) 提出方法

質問書を5の(4)のウで示すアドレスに電子メールで提出すること。なお、電子メール以外での質問(電話や来訪による口頭での問い合わせ等)や、期限を過ぎた質問については回答しない。

#### (3) 回答方法

当該質問とその回答内容をにしのみや市民まつり協議会ホームページで下記の日程までに公開する。ただし、事業の実施条件等に関連しない個別の案件と市が判断した場合、応募者に個別に電子メールで回答する場合もある。

#### (4) 回答期限

4の(3)のとおり

### 7 審査及び選考等

#### (1) 選考の方法

選定評価基準に基づき、応募者からの企画提案内容について、提出書類(企画提案書等)及びプレゼンテーションにより審査する。

プレゼンテーションは企画提案書の内容に基づいたものとし、1者当たり20分以内とする。プレゼンテーション後、その場で適宜ヒアリングを行う。パワーポイント等を使用した映像によるプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーション用のデータを保存したパソコンを持参すること(ディスプレイ、HDMIケーブル、電源タップは会場で用意する)。プレゼンテーション全般において、事業者名等、提案者が分かる情報の提示は絶対に行わないようにすること。

プレゼンテーションの日時については、別途、応募者に通知する。また、出席者は5名以内とし、業務監督者の出席を必須とする。

(2) 審査項目及び審査方法

【審査項目】

	審査項目	採点割合
1	基本情報	25/200
2	イベント内容	80/200
3	実施の信頼性	80/200
4	その他	15/200

【審査方法】

※点数は下図評価点×(各配点÷10)

最良	10	特に優れている
良	8	優れている
普通	6	平均的・普通
やや劣る	4	平均よりやや劣る
劣る	2	劣っている
提案無し	0	提案無し

(3) 審査基準

項目	評価項目	評価事項	配点
基本 情報	業務体制の充実	業務を確実かつ機動的に遂行するために十分な知識と経験を持った人員体制を確保しているか。	10
	業務理念の理解度	本要領や本業務の仕様書の理念を理解した内容の提出資料になっているか。	10
	費用対効果	見積もり額に対して、良い内容の提案ができているか(参加者内での相対評価。参加者が1者の場合は配点中央値の3点とする)。	5
イベ ント 内容	節目へのふさわしさ 西宮らしさ	イベントの内容は、本業務の主旨に沿い第50回にしのみや市民祭り及び西宮市市制施行100周年の節目にふさわしいものになっているか。また、西宮市ならではの要素を多分に含んでいるか。	30
	独自性や魅力	演出等を含めた一つの「イベント」として、目新しく魅力的なものになっているか。	20
	分かりやすさ	子供から大人まで広い範囲で楽しめる、分かりやすく好感の持てる内容になっているか。	20
	ボリューム	メインイベント及びイベント全体の内容や要素は十分な量か(参加者内での相対評価。参加者が1者の場合は配点中央値の5点とする)。	10
実施 の信 頼性	計画性	スケジュールや機材の用意等を含めた準備については、提案時点での想定として不安を感じるものではないか。	20
	会場や位置関係の理解	イベントの内容が、映像の投影面及び会場の位置関係を理解したものになっているか。	10
	にしのみや市民祭りの開催状況への理解	イベント実施における流れやスタッフ配置等について、近年のにしのみや市民祭りの開催実績を	10

		考慮したものになっているか。	
	類似イベントの実施実績	過去に自治体等が市街地で開催した2～3万人規模の催事において、本業務のようなイベントを行った実績があるか。	10
	周辺環境への配慮	近隣の住宅や民間施設、会場北側の国道、会場南側の鉄道への考慮がされているか。	10
	柔軟性	一般的に想定される範囲でのイベント内容への追加・変更要望や、天候やその他の外部的要因による見直し・トラブル等への対応が網羅されており、スムーズな準備・実施を想定できる内容になっているか。	20
その他	コンテンツの事後の活用性	主に納品物の動画ファイルを中心に、イベント実施後も思い出の共有や、見逃した方や市外の方も楽しめるような内容になっているか。	5
	責任の明確化	イベント実施及びその準備に関して、委託者と受託者の役割が明確になっており、責任が曖昧になっている点が無い。	10
総合計			200

審査基準に基づき、書類審査及びプレゼンテーションによる審査により総合的に採点し候補者を選定する。その際、提案した見積額は、その後の契約行為において、委託者と協議の上、確定するものであり、提案見積額がそのまま契約額になるものではない。ただし、増額の場合は根拠を説明のうえ、委託者の承諾を得ること。また、契約予定上限額を超えないこととする。

#### (4) 契約の相手方となる候補者の選定

企画提案書の内容とプレゼンテーションを選定委員が審査した結果、最高得点を獲得した応募者を契約の相手方となる候補者として選定する。ただし、最高得点獲得者が複数あった場合は、選定委員会の決議により選定する。

なお、応募者が1者の場合、各審査項目の評価点に基づき選定委員会において審査を行う。その際、一定以上の得点を獲得しなければ、選定委員会において契約候補者として選定しない。

#### (5) 選考結果の通知等

結果については、プレゼンテーション参加応募者全員に文書で通知する。

#### (6) 契約締結について

契約候補者として選定された事業者は、企画提案書をもとに委託者と協議を行い、実際の業務内容等について決定し、所定の手続きを行ったうえで契約を締結する。選定から契約締結までの期間はおおよそ一か月である。

#### (7) 失格及び無効事由

次の要件のいずれか一つに該当する場合は、失格及び無効とする。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合していない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載を行なった場合
- ウ 提出書類の不足があった場合
- エ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- オ 見積書の金額（税込）が契約予定上限額と最低基準額の間でない場合
- カ 企画提案内容の評価において1項目でも提案がない場合

以 上